

貸切バス事業 許可更新に係る 運輸安全マネジメント評価のご案内

令和4年4月1日以降の事業許可更新を対象として、以下の2点全てに該当する事業者さまは次回事業許可更新申請までに第三者評価機関※による運輸安全マネジメント評価を実施することが義務化されています。

※当社は、2010年9月より国土交通省より「運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関」として認定を受けております。

以下の2点に全て該当する事業者さまが対象となります。

対象となる
事業者さま

- ① 令和4年4月1日以降に事業許可を更新する
- ② 初回更新時以降に輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた

更新申請
と評価の
タイミング

初回事業許可更新時から次回事業許可更新申請時までの期間に上記②記載の「輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分」を受けた場合、**行政処分から次回許可更新申請時までの期間に第三者評価機関による運輸安全マネジメント評価を受けなければなりません。**

(例)初回事業許可更新が平成29年10月の事業者さまが令和4年4月に事業許可更新申請を予定している場合

平成29年10月
初回事業許可更新

行政処分

令和4年4月
更新申請

運輸安全マネジメント評価実施期間

行政処分区間：輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分

更新等、制度に関しては最寄りの地方運輸局または運輸支局へお問合せください

運輸安全
マネジメント
評価とは

事業者さまの安全管理体制が適切に構築されているか、また安全管理の取組状況について、経営トップを含む経営層に対するインタビュー等を通じ、取り組みの優れている点を評価し、改善の余地がある点などは助言を行います。そして評価結果を安全への取組に役立てていただくことを目的としています。

運輸安全 マネジメント 評価の概要

実施方法：当社評価員2名が事業者さま本社に訪問し通常2日間で実施
実施内容：インタビュー（経営トップ・安全統括管理者・経営管理部門等）
運輸安全マネジメント取組に関する文書、記録の確認
成 果 物：運輸安全マネジメント評価報告書

評価全体の流れ

申込みから評価実施まで2ヶ月間を想定しています。



参考

通達（一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について 別紙2. (3) (二)）抜粋

前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国交運安第156号・国交安第88号・国自賃第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

通達はこちら <https://www.mlit.go.jp/common/001201038.pdf>

お問合せ先

MS&ADインターリスク総研株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

リスクマネジメント第二部 運輸総合リスクマネジメントグループ
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス
TEL : 03-5296-8915 FAX : 03-5296-8942
URL : <https://www.irric.co.jp/risksolution/automobile/index.php>